

○江差町議会の議員の定数を定める条例

平成 13 年 12 月 17 日
条例第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、
江差町議会の議員の定数は、12 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日以後初めてその期日が告示される
一般選挙から施行する。

(江差町議会議員の定数を減少する条例の廃止)

- 2 江差町議会議員の定数を減少する条例(昭和 53 年条例第 23 号)は、
廃止する。

附 則(平成 15 年条例第 29 号)

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 12 号)

この条例は、次の一般選挙から施行する。